

## 新しい国民健康保険被保険者証を郵送しました

8月からご使用いただく保険証を、7月に郵送しました。保険証の紛失に注意して、大切に保管してください。

なお、社会保険に加入した場合、または社会保険の資格を喪失した場合等は、保険課ですみやかに手続きを行ってください。手続きをしないと、国保税を払い過ぎてしまったり、健康保険が未加入になったりする場合があります。

※令和6年7月31日までに75歳になる方は、誕生日の前日までが保険証の有効期限となっています。75歳になると後期高齢者医療保険に加入となるため、誕生月の前月に後期高齢者医療保険被保険者証が郵送されます。



【問合せ先】 保険課 ☎ 029-240-7113 (直通)

### 消費生活センター

## ご注意！ 被災後の消費者トラブル

台風や地震などの災害が起こると、住宅修理に関する契約トラブル、さらには災害に便乗した不審な勧誘や悪質商法に関するトラブルが増加する傾向にあります。

悪質商法は被災地だけがねらわれるとは限らないため、注意が必要です。



### 事例

- ◆訪問事業者から「台風で屋根瓦が痛んでいるようです。無料で点検しますよ。」と言われ、屋根の点検を依頼した。点検後に屋根が浮いている写真を見せられ、その場で30万円の工事を契約してしまった。
- ◆地震で自宅の屋根瓦がずれたので、見積もりだけのつもりで事業者を呼んだところ、点検作業と一緒に屋根にビニールシートを掛けられ、高額な作業料金を請求された。

### ⚠️トラブルにあわないために

#### ○勧誘されても、その場ですぐ契約しない

- ・修理を検討する際には、複数の事業者から見積もりを取りましょう。
- ・事業者には、工事の内容や料金、またキャンセル料をよく確認しましょう。
- ・検討する時間を与えずに、契約を急がされる事業者には気をつけましょう。

#### ○クーリング・オフができる場合もある

訪問販売で契約した場合は、書面を受け取った日を含めて8日間以内であれば、クーリング・オフができます。不安な時は、早めに消費生活センターへ相談しましょう。

**困った時は早めに消費生活センター等に相談しましょう。**

【相談・問合せ先】 茨城町消費生活センター ☎ 029-291-1690 (直通)  
 相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～4時 (土・日・祝日を除く)  
 消費者ホットライン ☎188 (局番なし) 午前9時～午後4時

## 二十歳のつどい式典のお知らせ

町では、20歳になる方の健やかな成長と社会人の門出を祝い、二十歳のつどい式典を開催します。

令和5年9月末現在で町内に住所を有する方には、11月頃に通知を送付します。なお、町外に住所を有する方は、町生涯学習課まで直接ご連絡ください。



- ▶日時 令和6年1月7日(日)  
午前11時～11時30分
- ▶場所 旧駒場小体育館(茨城町駒場450)
- ▶対象 平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの方

## 二十歳のつどい式典実行委員を募集します

令和6年の茨城町二十歳のつどい式典に向けて、企画・運営を行う実行委員を募集します。お気軽に生涯学習課までお問い合わせください。

- ▶対象 令和6年二十歳のつどい式典の該当者
- ▶内容 企画検討、受付、誘導、司会、開式の言葉、謝辞、閉式の言葉 等
- ▶募集人数 明光中学校、青葉中学校の卒業生 各5名程度
- ▶申込方法 下記の二次元バーコード、URLまたはメールにてお申し込みください。

### 二次元バーコード・URL



URL [[https://apply.e-tumo.jp/town-ibaraki-ibaraki-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=44048](https://apply.e-tumo.jp/town-ibaraki-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=44048)]

### メールアドレス 【syou-gakubun@town.ibaraki.lg.jp】まで送信。

※申込みの際は、①氏名(ふりがな) ②住所 ③電話番号 ④出身中学校 を記載してください。

▶申込締切 9月8日(金)まで

【問合せ先】 生涯学習課 社会教育グループ ☎ 029-240-7122 (直通)

## 住宅・土地統計調査へのご協力をお願いします

総務省統計局(茨城県・茨城町)では、10月1日現在で「令和5年住宅・土地統計調査」を実施します。この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約340万世帯の方々を対象とした大規模な調査です。調査の結果は、住生活基本計画や耐震や防災を中心とした都市計画づくりなど、私たちの暮らしと住まいに関する計画や施策の基礎資料として幅広く利用されます。

調査をお願いする世帯には、**9月下旬から調査員が調査書類の配布に伺います**ので、インターネット回答のほか、紙の調査票を郵送または調査員に提出する方法によりご回答をお願いします。

なお、この調査では、便利なインターネット回答をおすすめしています。スマートフォン・タブレット端末にも対応していますので、ぜひご利用ください。

【問合せ先】 地域政策課 ☎ 029-215-8003 (直通)